

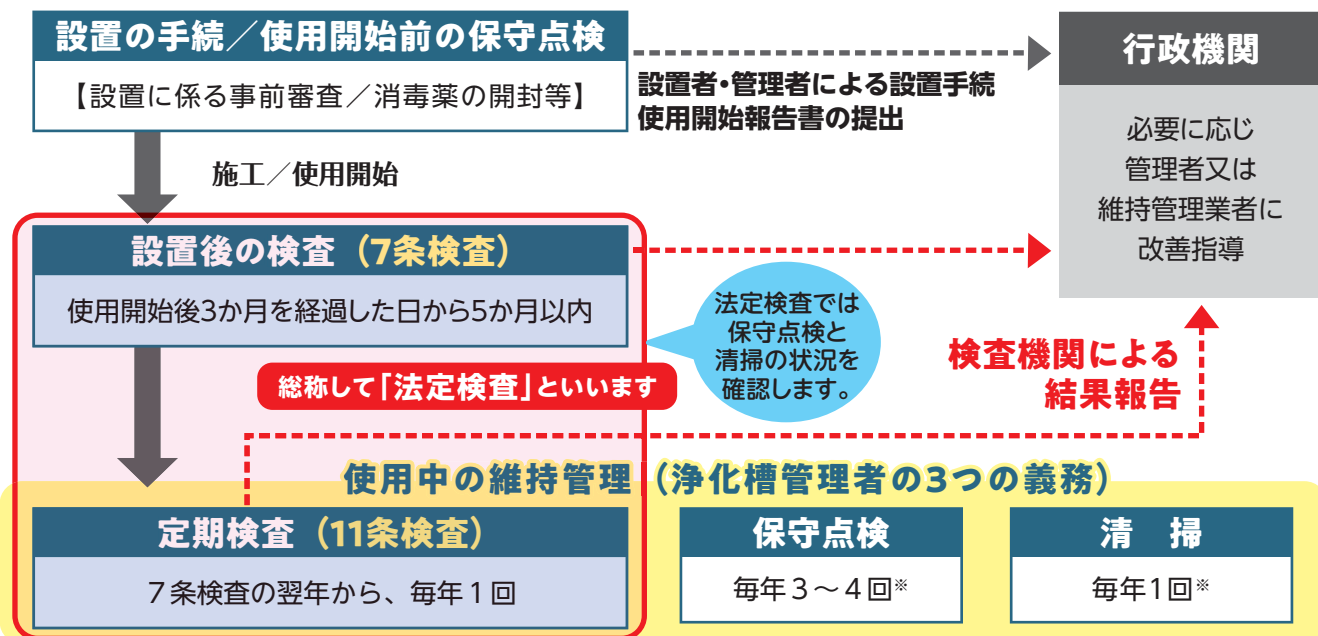
浄化槽の法定検査をお忘れなく!

全ての浄化槽管理者には、浄化槽法で**年1回の法定検査**の受検の義務が定められています。



浄化槽を適正に管理するための流れ

チーパくん



※保守点検と清掃の必要回数は、浄化槽の種類により異なります。

Point

浄化槽管理者の3つの義務(保守点検・清掃・法定検査)について

浄化槽の「保守点検」「清掃」「法定検査」は以下のとおり、それぞれ役割が異なり、浄化槽法で実施が義務付けられていますので、全て欠かさず実施してください。



保守点検

装置の調整、消毒剤の補充、修理など
(県等の登録を受けた**民間の保守点検業者**が行う)



清掃

浄化槽内部にたまった汚泥のバキュームカーによる引抜き、内部洗浄など
(市町村等の許可を受けた**民間の清掃業者**が行う)



法定検査

設置工事・保守点検・清掃が適正に行われ、浄化槽が正常に機能しているかを検査
(千葉県知事が指定した検査機関(**指定検査機関**)が行う)

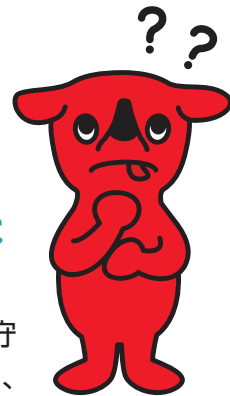
法定検査で行う検査内容

- **外観検査**： 設置状況、設備の稼働状況、悪臭の発生状況、消毒の実施状況 など
- **水質検査**： 水素イオン濃度(pH)、残留塩素濃度、透視度などの水質に関わる項目
- **書類検査**： 設置工事及び初回の保守点検(7条検査)、保守点検及び清掃(11条検査)の記録を確認

千葉県の11条検査には2つの方式があります

- ①**全項目検査**： 指定検査機関の検査員が訪問し、検査を行います。
- ②**BOD検査**： 保守点検業者に所属する採水員が採水し、BOD(水の汚れの程度を示す値)の分析結果を基に、指定検査機関が検査の判定と結果書を発行します。
5年に一度又は前年の結果が不適正の浄化槽は①の全項目検査となります。

法定検査 Q & A



Q 現在定期的に保守点検を実施しており、これで十分なのではないでしょうか。法定検査と保守点検の違いは何ですか。

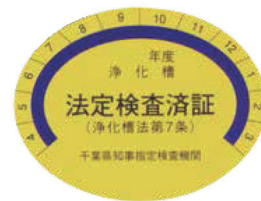
A 保守点検は、浄化槽の機能を正常に保つための作業です。一方法定検査は、保守点検や清掃が適正に行われているかも含めて、浄化槽が正しく機能しているかを、第三者的な視点で総合的に確認する公的な検査であり、結果は行政機関にも報告されます。それぞれ別の観点により行われるもので、作業内容も異なります。法定検査は、清掃や保守点検と同様、法律で全ての浄化槽管理者に対して義務付けられているものです。忘れずに受検するようお願いします。

浄化槽法定検査の手数料

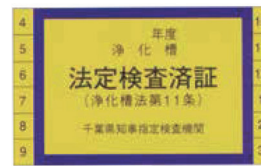
検査区分 人槽	7条検査 合併処理浄化槽		11条検査	
	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽	合併処理浄化槽
10人槽以下	10,000円	5,000円	5,000円	5,000円
11～20人槽	14,000円	8,000円	10,000円	10,000円
21～50人槽	15,000円	9,000円	11,000円	11,000円
51～100人槽	18,000円	12,000円	14,000円	14,000円
101～300人槽	20,000円	14,000円	16,000円	16,000円
301～500人槽	22,000円	16,000円	18,000円	18,000円
501人槽以上	26,000円	20,000円	22,000円	22,000円

2つの指定検査機関で同額(非課税)となります。

法定検査を受検済みの浄化槽の近くにはこれらのステッカーが貼付されています。



7条検査



11条検査

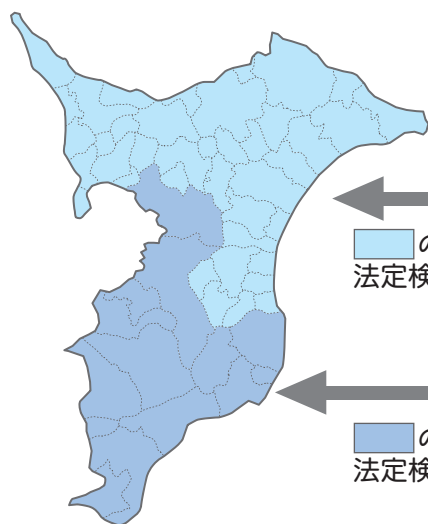
浄化槽の維持管理には一括契約制度をご利用ください

保守点検業者が窓口となり、浄化槽管理者に義務付けられた保守点検・清掃・法定検査の3つの申込手続きをまとめて行います。手続きの煩わしさが解消され、浄化槽の適正管理が確保されます。

※契約している保守点検業者が一括契約に対応しているかについては、直接保守点検業者にお問い合わせください。

※料金については、それぞれ別途請求になります。

浄化槽の設置される市町村により指定検査機関が異なります(法定検査の申込・問合せ先)



の区域の
法定検査を実施

の区域の
法定検査を実施

名称	公益社団法人 千葉県浄化槽検査センター	検査申込▶	
TEL	043-246-6283		
住所	〒260-0024 千葉市中央区中央港1-11-1		
担当区域	船橋市、八千代市、習志野市、浦安市、市川市、柏市、野田市、我孫子市、鎌ヶ谷市、松戸市、流山市、印西市、成田市、富里市、八街市、四街道市、佐倉市、白井市、香取市、銚子市、旭市、匝瑳市、山武市、東金市、大網白里市、茂原市、栄町、酒々井町、神崎町、東庄町、多古町、芝山町、横芝光町、九十九里町、白子町、一宮町、睦沢町、長南町、長柄町、長生村		
名称	一般財団法人 千葉県環境財団	検査申込▶	
TEL	043-246-2079		
住所	〒260-0024 千葉市中央区中央港1-13-1 千葉県ガソリン会館3階		
担当区域	千葉市、市原市、袖ヶ浦市、木更津市、君津市、富津市、いすみ市、勝浦市、鴨川市、南房総市、館山市、御宿町、大多喜町、鋸南町		

<その他浄化槽一般についての問い合わせ先>

下記3市以外に設置の浄化槽について ▶ 千葉県環境生活部 水質保全課浄化槽班 TEL.043-223-3813
 千葉市に設置されている浄化槽について ▶ 千葉市環境局資源循環部 収集業務課 TEL.043-245-5251
 船橋市に設置されている浄化槽について ▶ 船橋市環境部 環境保全課 TEL.047-436-3813
 柏市に設置されている浄化槽について ▶ 柏市環境部 環境政策課 TEL.04-7167-1695

千葉県ホームページ

